（１）政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

|  |
| --- |
| 政治資金監査報告書令和×年×月×日○○○○（国会議員関係政治団体名）代表　○○　○○　殿登録政治資金監査人　○○　○○　　登録番号　第　××××　号研修修了年月日　令和×年×月×日１　監査の概要（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。（４）この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※２）において行った。２　監査の結果私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。３　業務制限○○○○（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、○○○○（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である（※３）。以　　上 |

（※１）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第１７条第１項に規定する収支報告書」とすること。

（※２）国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、

政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。

（注）政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

①　作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合

②　同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

③　解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

（例）上記①により、主たる事務所以外で実施した場合

１　監査の概要

（１）～（３）略

（４）この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると○○○○（登録政治資金監査人名）が判断したため、○○○○（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（○○県○○市○○町○○番地）において行った。

（※３）使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

（※４）その他の留意事項

　　・　「１　監査の概要」（１）及び（３）には、記載例どおりすべての書類を列記すること。

　　・　「２　監査の結果」（１）及び（３）には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。